

■福島県沖を震源とする地震の被害状況

本市は最大震度6弱を観測



①窓枠が落下し使用不能となった第一中体育館 ②大きな亀裂が入った泉田地内の市道 ③商品が散乱したすかがわ観光物産館flatto ④図書が散乱し8日間にわたり休館したtette ⑤段差ができた保土原地内・大池沿いの市道 ⑥大きな被害を受けた長沼給食センター ⑦屋根瓦やサッシが落下した大久保地内の住宅

2月13日午後11時8分、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生。本市では最大震度6弱を観測し、建物や道路などに大きな被害を受けました。市災害対策本部では、この事態に関係機関とともに速やかに対応し、被害状況調査や避難所の開設を行いました。今月号では、令和3年福島県沖を震源とする地震の被害状況と主な経過についてお知らせします。

最新の被害状況や被災者の支援制度については、市ホームページをご覧ください。



市災害情報ホームページ

●主な被害状況(3月24日現在)

被害状況等の区分	件数等	損害額 (単位:千円)
負傷者等	5人(消防本部公表)	
公共施設	46施設	244,710
避難所	1カ所1世帯3人	-
道路(路面損傷等)	84カ所	144,719
水道(連合給水管断水等)	13カ所	2,424
農業施設(農道、水路等)	46カ所	56,711
事業者被害	156件	91,000

●り災証明書交付状況(3月24日現在)

被害状況	件数	被害状況	件数
全壊	4	準半壊	158
大規模半壊	7	一部損壊	684
中規模半壊	2	※一部損壊:自己判定方式514件を含む	
半壊	34		

福島県沖を震源とする地震の主な経過

- 13日 23:08 福島県沖を震源とする地震が発生
防災行政無線の自動起動放送
災害対策本部を設置
被害状況などの確認を開始
ウルトラFMなどで注意喚起の周知
- 14日 1:30 第1回災害対策本部を開催
3:05 稲田公民館に避難所を開設
8:00 第2回災害対策本部を開催
17:00 全員退所により稲田公民館の避難所を閉鎖
- 15日 市内小・中学校が臨時休校(15日のみ)
建物応急危険度調査を開始
災害ボランティアセンターを開設
- 16日 9:00 り災証明書の申請受付開始
災害廃棄物仮置き場を開設(牡丹園西側駐車場)
- 17日 8:30 被災証明書の申請受付開始

●相談窓口一覧

※各相談日は、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く

種類	相談日・時間	場所・連絡先
市民相談 (日常生活の相談)	月・火・金曜日 午前8時30分~午後4時	市民相談室(市役所3階) ☎(88)9132
弁護士による無料法律相談 (日常生活の法律相談) ※予約が必要	第2・4水曜日 午後1時~4時45分(20分以内) 日時はお問い合わせください。 (30分以内)	市民相談室(市役所3階) ☎(88)9128 市社会福祉協議会(市役所1階) ☎(88)8211
行政相談 (道路、登記・戸籍、雇用、年金に関する事など)	第1・3木曜日 午後1時~4時	市民相談室(市役所3階)
消費生活相談 (悪質商法、契約トラブル、多重債務に関する事など)	月~金曜日 午前9時~午後6時30分 第4日曜日 午前9時~午後4時30分	県消費生活センター (福島市中町8-2) ☎024(521)0999
生活相談 (生活の中で直面する悩みの相談) ※面接相談は予約が必要	火・木~日曜日 午前9時~正午、午後1時~4時 水曜日 午後1時~5時、午後6時~8時	県男女共生センター相談室 (二本松市郭内1-196-1) ☎0243(23)8320
女性相談 (女性が抱える様々な悩みの相談)	毎日 午前9時~午後9時	女性のための相談支援センター ☎024(522)1010
女性相談 (配偶者からの暴力などに対する女性のための相談)		県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム(旭町153-1) ☎(75)7809
こころの健康相談 (こころの健康、ひきこもり、アルコール依存などの相談) ※精神科医などによる相談は予約が必要	月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分	県中保健福祉事務所 障がい者支援チーム(旭町153-1) ☎(75)7811
こころの病、不安などの悩み相談	月~金曜日 午前9時~午後5時	こころの健康相談ダイヤル ☎0570(064)556
	毎日 午前10時~午後10時	福島いのちの電話 ☎024(536)4343
福島県警察安全相談	月~金曜日 午前9時~午後5時	警察安全相談窓口 ☎9110
無料法律相談	月~金曜日 午前9時~午後9時 土曜日 午前9時~午後5時	法テラス福島 ☎0570(078)370
人権相談(みんなの人権110番)	月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分	福島地方務局郡山支局 ☎0570(003)110

市民安全課 ☎(88)9128

様々な悩みや困りごとには相談窓口へ

市や県では、皆さんの日常生活での悩みや疑問などを解決するために、左の表のとおり各種相談を無料で行っています。秘密は厳守しますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

無料公衆無線LAN 「すかがわ CityWi-Fi」をご利用ください

市では、市民の皆さんや観光などで本市を訪れた人が、無料でインターネットを利用できる公衆無線LANサービス「すかがわ CityWi-Fi」を提供しています。スマートフォンやタブレットなどで「すかがわ CityWi-Fi」へアクセスし、利用者登録をすることで、無料でインターネットを利用することができます。



初回は仮登録なので、24時間以内に受信メールからの本登録が必要です

利用可能時間 無制限 ※60分ごとに再接続が必要
導入施設 市役所、tette、コミュニティプラザ、須賀川特撮アーカイブセンター、風流のはじめ館、各公民館など

※「すかがわ CityWi-Fiシール」が入り口などに貼ってあります。
利用方法 初回のみメールアドレスによる利用者登録が必要です。利用者登録が完了すると、次回以降は自動で「すかがわ CityWi-Fi」に接続されます。



大規模な災害発生時には、利用者登録なしでWi-Fiを利用でき、安否確認などライフラインとしての機能も備えています。

行政管理局 ☎(88)9114